

## 市立川西病院の指定管理者の管理運営に関する平成31年度協定書（案）

川西市（以下「市」という。）と医療法人協和会（以下「指定管理者」という。）とは、平成30年4月3日付けで締結した市立川西病院の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成31年度における市立川西病院（以下「本施設」という。）の管理運営に関する取扱いについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （本協定の目的）

第1条 本協定は、本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の平成31年度の業務内容及び本業務の実施の対価として市が指定管理者に支払う指定管理料等及び指定管理者が市に支払う指定管理者負担金について定めることを目的とする。

## （業務内容）

第2条 市及び指定管理者は、平成31年度の市立川西病院の管理運営業務について、基本協定及び市立川西病院の管理運営業務に係る仕様書に定めるとおりであることを確認する。

## （指定管理料）

第3条 市は、基本協定第29条に規定する平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の指定管理料は、次の各号に掲げる予算総額である244,595,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を指定管理者に支払うものとする。

- (1) 救急医療確保経費 150,000,000円
- (2) 小児医療経費 44,595,000円
- (3) 周産期医療経費 50,000,000円

2 市は、前項の指定管理料を次のとおり分割して支払うものとする。

1回目（4月）	20,393,000円
2回目（5月）	20,382,000円
3回目（6月）	20,382,000円
4回目（7月）	20,382,000円
5回目（8月）	20,382,000円
6回目（9月）	20,382,000円
7回目（10月）	20,382,000円
8回目（11月）	20,382,000円
9回目（12月）	20,382,000円
10回目（1月）	20,382,000円
11回目（2月）	20,382,000円
12回目（3月）	20,382,000円
合計	244,595,000円

## （証明書等の交付手数料）

第4条 指定管理者は、基本協定第31条の規定に基づき証明書等の交付手数料を徴収し、毎月、その計算書を市へ提出するものとする。

2 市が指定管理者へ支払う証明書等の交付手数料の徴収業務に係る委託料は、指定管理者が市へ納付すべき証明書等の交付手数料をもって充てる。

(指定管理者負担金)

第5条 基本協定第32条に規定する平成31年度に指定管理者から市に支払う指定管理者負担金の額は、市立川西病院の減価償却費相当額の2分の1として算定した予算総額119,921,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。ただし、指定管理者が業務に使用しない資産に係る額は除く。

2 指定管理者は、市に対して、前項の指定管理者負担金を次のとおり分割して支払うものとする。

1回目(4月)	9,998,000円
2回目(5月)	9,993,000円
3回目(6月)	9,993,000円
4回目(7月)	9,993,000円
5回目(8月)	9,993,000円
6回目(9月)	9,993,000円
7回目(10月)	9,993,000円
8回目(11月)	9,993,000円
9回目(12月)	9,993,000円
10回目(1月)	9,993,000円
11回目(2月)	9,993,000円
12回目(3月)	9,993,000円
合計	119,921,000円

3 指定管理者は、前2項の規定にかかわらず、平成31年度に市が行う新病院整備に係る費用として、病院事業債をもって充てることができない経費について3,530,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限として、市が年度の末日までに請求し、年度の末日から30日以内に支払うものとする。

(施設・設備の管理に係る市及び指定管理者の責任とリスクの分担)

第6条 基本協定第47条に規定する施設・設備の改良・改修に係る市及び指定管理者の責任とリスクの分担については、原則として市の免責金額を10万円(消費税及び地方消費税を含む。以下この条において同じ。)と設定するものとし、施設・設備の改良・改修に係る費用が10万円未満の場合は指定管理者が全額負担し、10万円以上の場合は市と指定管理者がそれぞれ2分の1ずつ負担するものとする。ただし、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合、もしくは指定管理者が業務に使用しない場合については、指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(経営評価委員会の調査等)

第7条 指定管理者は、本施設の指定管理者による管理運営状況について評価するため、市が設置する市立川西病院経営評価委員会が必要と認める調査等に応じるものとする。

(監査)

第8条 指定管理者は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市の監査委員が本業務を監査するにあたり、必要に応じ実地調査及び必要な記録の提出を求められた場合は、これに応じるものとする。

(市のモニタリング及び市民モニター制度への協力)

第9条 指定管理者は、施設の管理運営について、基本協定に基づき適切に実施されているかを点検するために市が行うモニタリング及び更なる患者サービスの向上をめざし、市民とともに利用しやすい病院づくりを行う市民モニター制度へ協力するものとする。

(金額の変更)

第10条 本協定の締結後に生じた事由により、指定管理料又は指定管理者負担金の金額を変更する必要がある場合には、その都度、市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

(疑義等の決定)

第11条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と指定管理者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

川西市中央町12番1号  
川西市  
川西市長 越田 謙治郎

川西市中央町16番5号  
医療法人 協和会  
理事長 北川 透